

特別則に基づく健康診断の関係条文

- 1 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）【抄】・・・ p. 1
- 2 労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）【抄】・・・ p. 3
- 3 有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）【抄】・・・ p. 5
- 4 鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 37 号）【抄】・・・ p. 7
- 5 四アルキル鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 38 号）【抄】・・・ p. 8
- 6 特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）【抄】・・・ p. 9
- 7 石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）【抄】・・・ p. 35

1 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）【抄】

（健康診断）

第六十六条 （略）

2 事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による特別の項目についての健康診断を行わなければならない。有害な業務で、政令で定めるものに従事させたことのある労働者で、現に使用しているものについても、同様とする。

3 （略）

4 都道府県労働局長は、労働者の健康を保持するため必要があると認めるときは、労働衛生指導医の意見に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、臨時の健康診断の実施その他必要な事項を指示することができる。

5 労働者は、前各項の規定により事業者が行なう健康診断を受けなければならない。ただし、事業者の指定した医師又は歯科医師が行なう健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師又は歯科医師の行なうこれらの規定による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでない。

（健康診断の結果の記録）

第六十六条の三 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第六十六条第一項から第四項まで及び第五項ただし書並びに前条の規定による健康診断の結果を記録しておかなければならない。

（健康診断の結果についての医師等からの意見聴取）

第六十六条の四 事業者は、第六十六条第一項から第四項まで若しくは第五項ただし書又は第六十六条の二の規定による健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。）に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、医師又は歯科医師の意見を聴かなければならない。

（健康診断実施後の措置）

第六十六条の五 事業者は、前条の規定による医師又は歯科医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、

労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、当該医師又は歯科医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会(労働時間等の設定の改善に関する特別措置法(平成四年法律第九十号)第七条第一項に規定する労働時間等設定改善委員会をいう。以下同じ。)への報告その他の適切な措置を講じなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定により事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。
- 3 厚生労働大臣は、前項の指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者又はその団体に対し、当該指針に関し必要な指導等を行うことができる。

(健康診断の結果の通知)

第六十六条の六 事業者は、第六十六条第一項から第四項までの規定により行う健康診断を受けた労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

## 2 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）【抄】

（健康診断を行うべき有害な業務）

第二十二條 法第六十六條第二項前段の政令で定める有害な業務は、次のとおりとする。

一、二 （略）

三 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質（同号5及び31の2に掲げる物並びに同号37に掲げる物で同号5又は31の2に係るものを除く。）を製造し、若しくは取り扱う業務（同号8若しくは32に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号8若しくは32に係るものを製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務及び同号3の3、11の2、13の2、15、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の2に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号3の3、11の2、13の2、15、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の2に係るものを製造し、又は取り扱う業務で厚生労働省令で定めるものを除く。）、第十六條第一項各号に掲げる物（同項第四号に掲げる物及び同項第九号に掲げる物で同項第四号に係るものを除く。）を試験研究のため製造し、若しくは使用する業務又は石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務

四 別表第四に掲げる鉛業務（遠隔操作によつて行う隔離室におけるものを除く。）

五 別表第五に掲げる四アルキル鉛等業務（遠隔操作によつて行う隔離室におけるものを除く。）

六 屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部その他の厚生労働省令で定める場所において別表第六の二に掲げる有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で、厚生労働省令で定めるもの

2 法第六十六條第二項後段の政令で定める有害な業務は、次の物を製造し、若しくは取り扱う業務（第十一号若しくは第二十二号に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第十一号若しくは第二十二号に係るものを製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務、第十二号若しくは第十六号に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第十二号若しくは第十六号に係るものを鉱石から製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務及び第九号の二、第十三号の二、第十四号の二、第十五号の二から第十五号の四まで、第十六号の二若しくは第二十二号の二に掲げる物又は第二十四号に掲げる物で第九号の二、第十三号の二、第十四号の二、第十五号の二から第十五号の四まで、第十六号の二若しくは第二十二号の二に係るものを製造し、又は取り扱う業務で厚生労働省令で定めるものを除く。）又は石綿等の製造若しくは取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務とする。

一 ベンジジン及びその塩

一の二 ビス(クロロメチル)エーテル

二 ベーターナフチルアミン及びその塩

三 ジクロルベンジン及びその塩

四 アルファーナフチルアミン及びその塩

五 オルトートリジン及びその塩

六 ジアニシジン及びその塩

七 ベリリウム及びその化合物

八 ベンゾトリクロリド

- 九 インジウム化合物
- 九の二 エチルベンゼン
- 九の三 エチレンイミン
- 十 塩化ビニル
- 十一 オーラミン
- 十二 クロム酸及びその塩
- 十三 クロロメチルメチルエーテル
- 十三の二 コバルト及びその無機化合物
- 十四 コールタール
- 十四の二 酸化プロピレン
- 十五 三・三'—ジクロロ—四・四'—ジアミノジフェニルメタン
- 十五の二 一・二—ジクロロプロパン
- 十五の三 ジクロロメタン(別名二塩化メチレン)
- 十五の四 ジメチル—二・二—ジクロロビニルホスフェイト(別名 DDVP)
- 十五の五 一・一—ジメチルヒドラジン
- 十六 重クロム酸及びその塩
- 十六の二 ナフタレン
- 十七 ニッケル化合物(次号に掲げる物を除き、粉状の物に限る。)
- 十八 ニッケルカルボニル
- 十九 パラ—ジメチルアミノアゾベンゼン
- 十九の二 砒<sup>ひ</sup>素及びその化合物(アルシン及び砒<sup>ひ</sup>化ガリウムを除く。)
- 二十 ベータープロピオラクトン
- 二十一 ベンゼン
- 二十二 マゼンタ
- 二十二の二 リフラクトリーセラミックファイバー
- 二十三 第一号から第七号までに掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有し、又は第八号に掲げる物をその重量の〇・五パーセントを超えて含有する製剤その他の物(合金にあつては、ベリリウムをその重量の三パーセントを超えて含有するものに限る。)
- 二十四 第九号から第二十二号の二までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

3 (略)

### 3 有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）【抄】

（健康診断）

第二十九条 令第二十二条第一項第六号の厚生労働省令で定める業務は、屋内作業場等（第三種有機溶剤等にあつては、タンク等の内部に限る。）における有機溶剤業務のうち、第三条第一項の場合における同項の業務以外の業務とする。

2 事業者は、前項の業務に常時従事する労働者に対し、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後六月以内ごとに一回、定期的に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

一 業務の経歴の調査

二 有機溶剤による健康障害の既往歴並びに自覚症状及び他覚症状の既往歴の調査、別表の下欄に掲げる項目（尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査に限る。）についての既往の検査結果の調査並びに第四号、別表の下欄（尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査を除く。）及び第五項第二号から第五号までに掲げる項目についての既往の異常所見の有無の調査

三 有機溶剤による自覚症状又は他覚症状と通常認められる症状の有無の検査

四 尿中の蛋<sup>たん</sup>白の有無の検査

3 事業者は、前項に規定するもののほか、第一項の業務で別表の上欄に掲げる有機溶剤等に係るものに常時従事する労働者に対し、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後六月以内ごとに一回、定期的に、別表の上欄に掲げる有機溶剤等の区分に応じ、同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。

4 前項の健康診断（定期のものに限る。）は、前回の健康診断において別表の下欄に掲げる項目（尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査に限る。）について健康診断を受けた者については、医師が必要でないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該項目を省略することができる。

5 事業者は、第二項の労働者で医師が必要と認めるものについては、第二項及び第三項の規定により健康診断を行わなければならない項目のほか、次の項目の全部又は一部について医師による健康診断を行わなければならない。

一 作業条件の調査

二 貧血検査

三 肝機能検査

四 腎<sup>じん</sup>機能検査（尿中の蛋<sup>たん</sup>白の有無の検査を除く。）

五 神経内科学的検査

別表(第二十九条関係)

有機溶剤等	項目
(一)	血色素量及び赤血球数の検査
一 エチレングリコールモノエチルエーテル (別名セロソルブ)	
二 エチレングリコールモノエチルエーテル アセテート(別名セロソルブアセテート)	
三 エチレングリコールモノノルマルエーテル エーテル(別名ブチルセロソルブ)	
四 エチレングリコールモノメチルエーテル	

	(別名メチルセロソルブ) 五 前各号に掲げる有機溶剤のいずれかをその重量の五パーセントを超えて含有する物	
(二)	一 オルトージクロルベンゼン 二 クレゾール 三 クロルベンゼン 四 一・二―ジクロルエチレン(別名二塩化アセチレン) 五 前各号に掲げる有機溶剤のいずれかをその重量の五パーセントを超えて含有する物	血清グルタミックオキサロアセチクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミックピルビクトランスアミナーゼ(GPT)及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ(γ-GTP)の検査(以下「肝機能検査」という。)
(三)	一 キシレン 二 前号に掲げる有機溶剤をその重量の五パーセントを超えて含有する物	尿中のメチル馬尿酸の量の検査
(四)	一 N・N―ジメチルホルムアミド 二 前号に掲げる有機溶剤をその重量の五パーセントを超えて含有する物	一 肝機能検査 二 尿中のN―メチルホルムアミドの量の検査
(五)	一 一・一・一―トリクロルエタン 二 前号に掲げる有機溶剤をその重量の五パーセントを超えて含有する物	尿中のトリクロル酢酸又は総三塩化物の量の検査
(六)	一 トルエン 二 前号に掲げる有機溶剤をその重量の五パーセントを超えて含有する物	尿中の馬尿酸の量の検査
(七)	一 二硫化炭素 二 前号に掲げる有機溶剤をその重量の五パーセントを超えて含有する物	眼底検査
(八)	一 ノルマルヘキサン 二 前号に掲げる有機溶剤をその重量の五パーセントを超えて含有する物	尿中の二・五―ヘキサンジオンの量の検査

#### 4 鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）【抄】

（健康診断）

第五十三条 事業者は、令第二十二條第一項第四号に掲げる業務に常時従事する労働者に対し、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後六月（令別表第四第十七号及び第一条第五号リからルまでに掲げる鉛業務又はこれらの業務を行う作業場所における清掃の業務に従事する労働者に対しては、一年）以内ごとに一回、定期に、次の項目について、医師による健康診断を行わなければならない。

- 一 業務の経歴の調査
  - 二 鉛による自覚症状及び他覚症状の既往歴の調査並びに第四号及び第五号に掲げる項目についての既往の検査結果の調査
  - 三 鉛による自覚症状又は他覚症状と通常認められる症状の有無の検査
  - 四 血液中の鉛の量の検査
  - 五 尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査
- 2 前項の健康診断（六月以内ごとに一回、定期に行うものに限る。）は、前回の健康診断において同項第四号及び第五号に掲げる項目について健康診断を受けた者については、医師が必要でないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該項目を省略することができる。
- 3 事業者は、令第二十二條第一項第四号に掲げる業務に常時従事する労働者で医師が必要と認めるものについては、第一項の規定により健康診断を行わなければならない項目のほか、次の項目の全部又は一部について医師による健康診断を行わなければならない。
- 一 作業条件の調査
  - 二 貧血検査
  - 三 赤血球中のプロトポルフィリンの量の検査
  - 四 神経内科学的検査

## 5 四アルキル鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第38号）【抄】

（健康診断）

第二十二條 事業者は、令第二十二條第一項第五号に掲げる業務に常時従事する労働者に対し、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後三月以内ごとに一回、定期的に、次の項目について医師による健康診断を行なわなければならない。

- 一 いらいら、不眠、悪夢、食欲不振、顔面蒼<sup>そう</sup>白、倦<sup>けん</sup>怠感、盗汗、頭痛、振顫<sup>せん</sup>、四肢<sup>し</sup>の腱<sup>けん</sup>反射亢<sup>こう</sup>進、悪<sup>お</sup>心、嘔吐<sup>おうと</sup>、腹痛、不安、興奮、記憶障害その他の神経症状又は精神症状の有無の検査
- 二 血圧の測定
- 三 血色素量又は全血比重の検査
- 四 好塩基点赤血球数又は尿中のコプロポルフィリンの検査

## 6 特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）【抄】

### （健康診断の実施）

第三十九条 事業者は、令第二十二條第一項第三号の業務（石綿等の取扱い又は試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務及び別表第一第三十七号に掲げる物を製造し、又は取り扱う業務を除く。）に常時従事する労働者に対し、別表第三の上欄に掲げる業務の区分に応じ、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後同表の中欄に掲げる期間以内ごとに一回、定期的に、同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。

2 事業者は、令第二十二條第二項の業務（石綿等の製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務を除く。）に常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているものに対し、別表第三の上欄に掲げる業務のうち労働者が常時従事した同項の業務の区分に応じ、同表の中欄に掲げる期間以内ごとに一回、定期的に、同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。

3 事業者は、前二項の健康診断（シアン化カリウム（これをその重量の五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）、シアン化水素（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）及びシアン化ナトリウム（これをその重量の五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に対し行われた第一項の健康診断を除く。）の結果、他覚症状が認められる者、自覚症状を訴える者その他異常の疑いがある者で、医師が必要と認めるものについては、別表第四の上欄に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。

4 令第二十二條第二項第二十四号の厚生労働省令で定める物は、別表第五に掲げる物とする。

5 令第二十二條第一項第三号の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一 第二条の二各号に掲げる業務

二 第三十八条の八において準用する有機則第三条第一項の場合における同項の業務（別表第一第三十七号に掲げる物に係るものに限る。次項第三号において同じ。）

6 令第二十二條第二項の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一 第二条の二各号に掲げる業務

二 第二条の二第一号イに掲げる業務（ジクロロメタン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等において行う洗浄又は払拭の業務を除く。）

三 第三十八条の八において準用する有機則第三条第一項の場合における同項の業務

### （健康診断の結果の記録）

第四十条 事業者は、前条第一項から第三項までの健康診断（法第六十六条第五項ただし書の場合において当該労働者が受けた健康診断を含む。次条において「特定化学物質健康診断」という。）の結果に基づき、特定化学物質健康診断個人票（様式第二号）を作成し、これを五年間保存しなければならない。

2 事業者は、特定化学物質健康診断個人票のうち、特別管理物質を製造し、又は取り扱う業務（クロム酸等を取り扱う業務にあつては、クロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う業務に限る。）に常時従事し、又は従事した労働者に係る特定化学物質健康診断個人票については、これを三十年間保存するものとする。

(健康診断の結果についての医師からの意見聴取)

第四十条の二 特定化学物質健康診断の結果に基づく法第六十六条の四の規定による医師からの意見聴取は、次に定めるところにより行わなければならない。

- 一 特定化学物質健康診断が行われた日(法第六十六条第五項ただし書の場合にあつては、当該労働者が健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出した日)から三月以内に行うこと。
- 二 聴取した医師の意見を特定化学物質健康診断個人票に記載すること。

(健康診断の結果の通知)

第四十条の三 事業者は、第三十九条第一項から第三項までの健康診断を受けた労働者に対し、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

(健康診断結果報告)

第四十一条 事業者は、第三十九条第一項から第三項までの健康診断(定期のものに限る。)を行つたときは、遅滞なく、特定化学物質健康診断結果報告書(様式第三号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(特定有機溶剤混合物に係る健康診断)

第四十一条の二 特定有機溶剤混合物に係る業務(第三十八条の八において準用する有機則第三条第一項の場合における同項の業務を除く。)については、有機則第二十九条(第一項、第三項及び第四項を除く。)から第三十条の三まで及び第三十一条の規定を準用する。

(緊急診断)

第四十二条 事業者は、特定化学物質(別表第一第三十七号に掲げる物を除く。以下この項において同じ。)が漏えいした場合において、労働者が当該特定化学物質により汚染され、又は当該特定化学物質を吸入したときは、遅滞なく、当該労働者に医師による診察又は処置を受けさせなければならない。

- 2 前項の規定により診察又は処置を受けさせた場合を除き、事業者は、労働者が特別有機溶剤等により著しく汚染され、又はこれを多量に吸入したときは、速やかに、当該労働者に医師による診察又は処置を受けさせなければならない。
- 3 前項の規定は、第三十八条の八において準用する有機則第三条第一項の場合における同項の業務については適用しない。

第五十三条 特別管理物質を製造し、又は取り扱う事業者は、事業を廃止しようとするときは、特別管理物質等関係記録等報告書(様式第十一号)に次の記録及び特定化学物質健康診断個人票又はこれらの写しを添えて、所轄労働基準監督署長に提出するものとする。

- 一 第三十六条第三項の測定の記録
- 二 第三十八条の四の作業の記録
- 三 第四十条第二項の特定化学物質健康診断個人票

別表第三(第三十九条関係) ※一次健診項目

業務	期間	項目
(一) 次の物を製造し、又は取り扱う業務 一 ベンジジン及びその塩 二 ベーターナフチルアミン及びその塩 三 ジクロルベンジジン及びその塩 四 アルファ―ナフチルアミン及びその塩 五 オルトートリジン及びその塩 六 ジアニシジン及びその塩 七 パラ―ジメチルアミノアゾベンゼン 八 マゼンタ 九 前各号に掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物	六月	一 業務の経歴の調査 二 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 尿沈渣 <sup>さ</sup> 検鏡(医師が必要と認める場合は、尿沈渣 <sup>さ</sup> のパパニコラ法による細胞診)の検査
(二) ビス(クロロメチル)エーテル(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	一 業務の経歴の調査 二 ビス(クロロメチル)エーテルによるせき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三 せき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 当該業務に三年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエックス線直接撮影による検査
(三) 塩素化ビフェニル等を製造し、又は取り扱う業務	六月	一 業務の経歴の調査 二 塩素化ビフェニルによる皮膚症状、肝障害等の既往歴の有無の検査 三 食欲不振、脱力感等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 毛嚢 <sup>のう</sup> 性 <sup>せう</sup> 〔ざ〕瘡 <sup>ざそう</sup> 、皮膚の黒変等の皮膚所見の有無の検査 五 尿中のウロビリノーゲンの検査
(四) ベリリウム等を製造し、又は取り扱う業務	六月	一 業務の経歴の調査 二 ベリリウム又はその化合物による呼吸器

			<p>症状、アレルギー症状等の既往歴の有無の検査</p> <p>三 乾性せき、たん、咽頭痛、喉のいらいら、胸痛、胸部不安感、息切れ、動悸<sup>き</sup>、息苦しさ、倦<sup>けん</sup>怠感、食欲不振、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</p> <p>五 肺活量の測定</p>
		一年	胸部のエックス線直接撮影による検査
(五)	ベンゾトリクロリド（これをその重量の〇・五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 ベンゾトリクロリドによるせき、たん、胸痛、鼻汁、鼻出血、嗅覚脱失、副鼻腔<sup>くう</sup>炎、鼻ポリープ等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>三 せき、たん、胸痛、鼻汁、鼻出血、嗅覚脱失、副鼻腔<sup>くう</sup>炎、鼻ポリープ、頸<sup>けい</sup>部等のリンパ腺の肥大等の自覚症状及び他覚症状の有無の検査</p> <p>四 ゆうぜい、色素沈着等の皮膚所見の有無の検査</p> <p>五 令第二十三条第九号の業務に三年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエックス線直接撮影による検査</p>
(六)	アクリルアミド（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 アクリルアミドによる手足のしびれ、歩行障害、発汗異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>三 手足のしびれ、歩行障害、発汗異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</p>
(七)	アクリロニトリル（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 アクリロニトリルによる頭重、頭痛、上気道刺激症状、全身倦<sup>けん</sup>怠感、易疲労感、悪心、嘔<sup>おう</sup>吐、鼻出血等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>三 頭重、頭痛、上気道刺激症状、全身倦<sup>けん</sup>怠感、易疲労感、悪心、嘔<sup>おう</sup>吐、鼻出血等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p>
(八)	アルキル水銀化合物（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 アルキル水銀化合物による頭重、頭痛、口唇又は四肢の知覚異常、関節痛、不眠、嗜<sup>し</sup>眠、抑鬱感、不安感、歩行失調、手指の振戦、</p>

	を含む。)を製造し、又は取り扱う業務		<p>体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>三 頭重、頭痛、口唇又は四肢の知覚異常、関節痛、不眠、歩行失調、手指の振戦、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</p>
(九)	インジウム化合物(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 作業条件の簡易な調査</p> <p>三 インジウム化合物によるせき、たん、息切れ等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>四 せき、たん、息切れ等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>五 血清インジウムの量の測定</p> <p>六 血清シアル化糖鎖抗原 KL—6 の量の測定</p> <p>七 胸部のエックス線直接撮影又は特殊なエックス線撮影による検査(雇入れ又は当該業務への配置替えの際に行う健康診断におけるものに限る。)</p>
(十)	エチルベンゼン(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 作業条件の簡易な調査</p> <p>三 エチルベンゼンによる眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔<sup>く</sup>刺激症状、頭痛、倦<sup>けん</sup>怠感等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>四 眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔<sup>く</sup>刺激症状、頭痛、倦<sup>けん</sup>怠感等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>五 尿中のマンデル酸の量の測定(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p>
(十一)	エチレンイミン(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 エチレンイミンによる頭痛、せき、たん、胸痛、嘔<sup>おう</sup>吐、粘膜刺激症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>三 頭痛、せき、たん、胸痛、嘔<sup>おう</sup>吐、粘膜刺激症状等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</p>
(十二)	塩化ビニル(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 塩化ビニルによる全身倦<sup>けん</sup>怠感、易疲労感、食欲不振、不定の上腹部症状、黄疸<sup>だん</sup>、</p>

	その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務		<p>黒色便、手指の蒼<sup>そう</sup>白、疼<sup>とう</sup>痛又は知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴及び肝疾患の既往歴の有無の検査</p> <p>三 頭痛、めまい、耳鳴り、全身倦<sup>けん</sup>怠感、易疲労感、不定の上腹部症状、黄疸<sup>だん</sup>、黒色便、手指の疼<sup>とう</sup>痛又は知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 肝又は脾<sup>ひ</sup>の腫大の有無の検査</p> <p>五 血清ビリルビン、血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ(GPT)、アルカリホスファターゼ等の肝機能検査</p> <p>六 当該業務に十年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエックス線直接撮影による検査</p>
(十三)	塩素(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 塩素による呼吸器症状、眼の症状等の既往歴の有無の検査</p> <p>三 せき、たん、上気道刺激症状、流涙、角膜の異常、視力障害、歯の変化等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p>
(十四)	オーラミン(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>三 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 尿沈渣<sup>さ</sup>検鏡(医師が必要と認める場合は、尿沈渣<sup>さ</sup>のパパニコラ法による細胞診)の検査</p> <p>五 尿中のウロビリノーゲンの検査</p>
(十五)	オルトフタロジニトリル(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 てんかん様発作の既往歴の有無の検査</p> <p>三 頭重、頭痛、もの忘れ、不眠、倦<sup>けん</sup>怠感、悪心、食欲不振、顔面蒼<sup>そう</sup>白、手指の振戦等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 尿中のウロビリノーゲンの検査</p>
(十六)	カドミウム又はその化合物(これらの物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 カドミウム又はその化合物による呼吸器症状、胃腸症状等の既往歴の有無の検査</p> <p>三 せき、たん、のどのいらいら、鼻粘膜の異常、息切れ、食欲不振、悪心、嘔<sup>おう</sup>吐、反復</p>

	を製造し、又は取り扱う業務		<p>性の腹痛又は下痢、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 門歯又は犬歯のカドミウム黄色環の有無の検査</p> <p>五 尿中の蛋<sup>たん</sup>白の有無の検査</p>
(十七)	クロム酸等を製造し、又は取り扱う業務	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 クロム酸若しくは重クロム酸又はこれらの塩によるせき、たん、胸痛、鼻腔<sup>くう</sup>の異常、皮膚症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>三 せき、たん、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 鼻粘膜の異常、鼻中隔穿<sup>せん</sup>孔等の鼻腔<sup>くう</sup>の所見の有無の検査</p> <p>五 皮膚炎、潰瘍等の皮膚所見の有無の検査</p> <p>六 令第二十三条第四号の業務に四年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエックス線直接撮影による検査</p>
(十八)	次の物を製造し、又は取り扱う業務 一 クロロホルム 二 四塩化炭素 三 一・四—ジオキサン 四 一・二—ジクロロエタン 五 一・一・二・二—テトラクロロエタン 六 前各号に掲げる物をその重量の—パーセントを超えて含有する製剤その他の物	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 作業条件の簡易な調査</p> <p>三 クロロホルム、四塩化炭素、一・四—ジオキサン、一・二—ジクロロエタン又は一・一・二・二—テトラクロロエタンによる頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔<sup>おう</sup>吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>四 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔<sup>おう</sup>吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>五 尿中の蛋<sup>たん</sup>白の有無の検査</p> <p>六 血清グルタミンクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミンクピルビツクトランスアミナーゼ(GPT)及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ(<math>\gamma</math>-GTP)の検査</p>
(十九)	クロロメチルメチルエーテル(これをその重量の—パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 クロロメチルメチルエーテルによるせき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>三 せき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 胸部のエックス線直接撮影による検査</p>

(二十)	五酸化バナジウム(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 業務の経歴の調査</li> <li>二 五酸化バナジウムによる呼吸器症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</li> <li>三 せき、たん、胸痛、呼吸困難、手指の振戦、皮膚の蒼<sup>そう</sup>白、舌の緑着色、指端の手掌部の角化等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</li> <li>四 肺活量の測定</li> <li>五 血圧の測定</li> </ul>
(二十一)	コバルト又はその無機化合物(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 業務の経歴の調査</li> <li>二 作業条件の簡易な調査</li> <li>三 コバルト又はその無機化合物によるせき、息苦しさ、息切れ、喘<sup>ぜん</sup>鳴、皮膚炎等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</li> <li>四 せき、息苦しさ、息切れ、喘<sup>ぜん</sup>鳴、皮膚炎等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</li> </ul>
(二十二)	コールタール(これをその重量の五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 業務の経歴の調査</li> <li>二 コールタールによる胃腸症状、呼吸器症状、皮膚症状等の既往歴の有無の検査</li> <li>三 食欲不振、せき、たん、眼の痛み等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</li> <li>四 露出部分の皮膚炎、にきび様変化、黒皮症、いぼ、潰瘍、ガス斑等の皮膚所見の有無の検査</li> <li>五 令第二十三条第六号の業務に五年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエックス線直接撮影による検査</li> </ul>
(二十三)	酸化プロピレン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 業務の経歴の調査</li> <li>二 作業条件の簡易な調査</li> <li>三 酸化プロピレンによる眼の痛み、せき、咽頭痛、皮膚の刺激等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</li> <li>四 眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</li> <li>五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</li> </ul>
(二十四)	次の物を製造し、又は取り扱う業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>一 シアン化カリウム</li> <li>二 シアン化水素</li> <li>三 シアン化ナトリウム</li> </ul>	六月	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 業務の経歴の調査</li> <li>二 作業条件の調査</li> <li>三 シアン化カリウム、シアン化水素又はシアン化ナトリウムによる頭重、頭痛、疲労感、倦<sup>けん</sup>怠感、結膜充血、異味、胃腸症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</li> </ul>

	<p>四 第一号又は第三号に掲げる物をその重量の五パーセントを超えて含有する製剤その他の物</p> <p>五 第二号に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物</p>		<p>四 頭重、頭痛、疲労感、倦<sup>けん</sup>怠感、結膜充血、異味、胃腸症状等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>五 尿中のウロビリノーゲンの検査</p>
(二十五)	<p>三・三' —ジクロロ— 四・四' —ジアミノジ フェニルメタン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務</p>	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 三・三' —ジクロロ—四・四' —ジアミノジフェニルメタンによる上腹部の異常感、倦<sup>けん</sup>怠感、せき、たん、胸痛、血尿等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>三 上腹部の異常感、倦<sup>けん</sup>怠感、せき、たん、胸痛、血尿等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 肝機能検査</p>
(二十六)	<p>一・二—ジクロロプロパン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務</p>	六月	<p>一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>三 一・二—ジクロロプロパンによる眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔<sup>く</sup>刺激症状、皮膚炎、悪心、嘔<sup>おう</sup>吐、黄疸<sup>だん</sup>、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査(眼の痛み、発赤、せき等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>四 眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔<sup>く</sup>刺激症状、皮膚炎、悪心、嘔<sup>おう</sup>吐、黄疸<sup>だん</sup>、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査(眼の痛み、発赤、せき等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>五 血清総ビリルビン、血清グルタミンオキサロアセチクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミンピルビクトランスアミナーゼ(GPT)、ガンマーグルタミルトランス</p>

			<p>ペプチダーゼ(γ-GTP)及びアルカリホスファターゼの検査</p>
(二十七)	ジクロロメタン(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	<p>一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>三 ジクロロメタンによる集中力の低下、頭重、頭痛、めまい、易疲労感、倦<sup>けん</sup>怠感、悪心、嘔<sup>おう</sup>吐、黄疸<sup>だん</sup>、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査(集中力の低下、頭重、頭痛等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>四 集中力の低下、頭重、頭痛、めまい、易疲労感、倦<sup>けん</sup>怠感、悪心、嘔<sup>おう</sup>吐、黄疸<sup>だん</sup>、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査(集中力の低下、頭重、頭痛等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>五 血清総ビリルビン、血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ(GPT)、血清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ(γ-GTP)及びアルカリホスファターゼの検査</p>
(二十八)	ジメチル二・ニージクロロビニルホスフェイト(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	<p>一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>三 ジメチル二・ニージクロロビニルホスフェイトによる皮膚炎、縮腫、流涙、唾液分泌過多、めまい、筋線維束<sup>れん</sup>縮、悪心、下痢等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査(皮膚炎、縮腫、流涙等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p>

			<p>四 皮膚炎、縮瞳、流涙、唾液分泌過多、めまい、筋線維束れん縮、悪心、下痢等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査(皮膚炎、縮瞳、流涙等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>五 血清コリンエステラーゼ活性値の測定(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p>
(二十九)	一・一—ジメチルヒドラジン(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 作業条件の簡易な調査</p> <p>三 一・一—ジメチルヒドラジンによる眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>四 眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p>
(三十)	臭化メチル(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 臭化メチルによる頭重、頭痛、めまい、流涙、鼻炎、咽喉痛、せき、食欲不振、悪心、嘔おう吐、腹痛、下痢、四肢のしびれ、視力低下、記憶力低下、発語障害、腱けん反射亢こう進、歩行困難等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>三 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、四肢のしびれ、視力低下、記憶力低下、発語障害、腱けん反射亢こう進、歩行困難等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 皮膚所見の有無の検査</p>
(三十一)	水銀又はその無機化合物(これらの物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 水銀又はその無機化合物による頭痛、不眠、手指の振戦、乏尿、多尿、歯肉炎、口内炎等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>三 頭痛、不眠、手指の振戦、乏尿、多尿、歯肉炎、口内炎等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 尿中の潜血及び蛋たん白の有無の検査</p>
(三十二)	スチレン(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 作業条件の簡易な調査</p> <p>三 スチレンによる頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔おう吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p>

	務		<p>四 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔おう吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>五 尿中の蛋たん白の有無の検査及びマンデル酸の量の測定</p>
(三十三)	<p>次の物を製造し、又は取り扱う業務</p> <p>一 テトラクロロエチレン</p> <p>二 トリクロロエチレン</p> <p>三 前各号に掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物</p>	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 作業条件の簡易な調査</p> <p>三 テトラクロロエチレン又はトリクロロエチレンによる頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔おう吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>四 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔おう吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>五 尿中の蛋たん白の有無の検査及びトリクロロ酢酸又は総三塩化物の量の測定</p> <p>六 血清グルタミンクオキサロアセチクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミンクピルビクトランスアミナーゼ(GPT)及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ(<math>\gamma</math>-GTP)の検査</p>
(三十四)	<p>トリレンジイソシアネート(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務</p>	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 トリレンジイソシアネートによる頭重、頭痛、眼の痛み、鼻の痛み、咽頭痛、咽頭部異和感、せき、たん、胸部圧迫感、息切れ、胸痛、呼吸困難、全身倦けん怠感、眼、鼻又は咽頭の粘膜の炎症、体重減少、アレルギー性喘ぜん息等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>三 頭重、頭痛、眼の痛み、鼻の痛み、咽頭痛、咽頭部異和感、せき、たん、胸部圧迫感、息切れ、胸痛、呼吸困難、全身倦けん怠感、眼、鼻又は咽頭の粘膜の炎症、体重減少、アレルギー性喘ぜん息等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</p>
(三十五)	<p>ナフタレン(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務</p>	六月	<p>一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p>

			<p>三 ナフタレンによる眼の痛み、流涙、眼のかすみ、羞明、視力低下、せき、たん、咽頭痛、頭痛、食欲不振、悪心、嘔<sup>おう</sup>吐、皮膚の刺激等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査(眼の痛み、流涙、せき、たん、咽頭痛、頭痛、食欲不振、悪心、嘔<sup>おう</sup>吐、皮膚の刺激等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>四 眼の痛み、流涙、眼のかすみ、羞明、視力低下、せき、たん、咽頭痛、頭痛、食欲不振、悪心、嘔<sup>おう</sup>吐等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査(眼の痛み、流涙、せき、たん、咽頭痛、頭痛、食欲不振、悪心、嘔<sup>おう</sup>吐等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>六 尿中の潜血検査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p>
(三十六)	ニッケル化合物(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 作業条件の簡易な調査</p> <p>三 ニッケル化合物による皮膚、気道等に係る他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>四 皮膚、気道等に係る他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</p>
(三十七)	ニッケルカルボニル(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 ニッケルカルボニルによる頭痛、めまい、悪心、嘔<sup>おう</sup>吐、せき、胸痛、呼吸困難、皮膚搔痒<sup>そうよう</sup>感、鼻粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>三 頭痛、めまい、悪心、嘔<sup>おう</sup>吐、せき、胸痛、呼吸困難、皮膚搔痒<sup>そうよう</sup>感、鼻粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p>
		一年	胸部のエックス線直接撮影による検査
(三十八)	ニトログリコール(これをその重量のパー	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 ニトログリコールによる頭痛、胸部異和</p>

	セントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務		<p>感、心臓症状、四肢末端のしびれ感、冷感、神経痛、脱力感等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>三 頭重、頭痛、肩こり、胸部異和感、心臓症状、四肢末端のしびれ感、冷感、神経痛、脱力感、胃腸症状等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 血圧の測定</p> <p>五 全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査</p>
(三十九)	パラ—ニトロクロルベンゼン(これをその重量の五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 パラ—ニトロクロルベンゼンによる頭重、頭痛、めまい、倦<sup>けん</sup>怠感、疲労感、顔面蒼<sup>そう</sup>白、チアノーゼ、貧血、心悸亢<sup>きこう</sup>進、尿の着色等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>三 頭重、頭痛、めまい、倦<sup>けん</sup>怠感、疲労感、顔面蒼<sup>そう</sup>白、チアノーゼ、貧血、心悸亢<sup>きこう</sup>進、尿の着色等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 尿中のウロビリノーゲンの検査</p>
(四十)	砒 <sup>ひ</sup> 素又はその化合物(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 作業条件の簡易な調査</p> <p>三 砒<sup>ひ</sup>素又はその化合物による鼻粘膜の異常、呼吸器症状、口内炎、下痢、便秘、体重減少、知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>四 せき、たん、食欲不振、体重減少、知覚異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>五 鼻粘膜の異常、鼻中隔穿<sup>せん</sup>孔等の鼻腔<sup>くう</sup>の所見の有無の検査</p> <p>六 皮膚炎、色素沈着、色素脱失、角化等の皮膚所見の有無の検査</p> <p>七 令第二十三条第五号の業務に五年以上従事した経験を有する場合は、胸部のエックス線直接撮影による検査</p>
(四十一)	弗 <sup>ふ</sup> 化水素(これをその重量の五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 弗<sup>ふ</sup>化水素による呼吸器症状、眼の症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>三 眼、鼻又は口腔<sup>くう</sup>の粘膜の炎症、歯牙の変色等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p>

			<p>四 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</p> <p>五 尿中のウロビリノーゲンの検査</p>
(四十二)	ベータープロピオラクトン(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 ベータープロピオラクトンによるせき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>三 せき、たん、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 露出部分の皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</p> <p>五 胸部のエックス線直接撮影による検査</p>
(四十三)	ベンゼン等を製造し、又は取り扱う業務	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 ベンゼンによる頭重、頭痛、めまい、心悸亢<sup>きこう</sup>進、倦<sup>けん</sup>怠感、四肢のしびれ、食欲不振、出血傾向等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>三 頭重、頭痛、めまい、心悸亢<sup>きこう</sup>進、倦<sup>けん</sup>怠感、四肢のしびれ、食欲不振等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査</p> <p>五 白血球数の検査</p>
(四十四)	ペンタクロルフエノール(別名 PCP)又はそのナトリウム塩(これらの物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 ペンタクロルフエノール又はそのナトリウム塩によるせき、たん、咽頭痛、のどのいらいら、頭痛、めまい、易疲労感、倦<sup>けん</sup>怠感、食欲不振等の胃腸症状、甘味嗜<sup>し</sup>好、多汗、発熱、心悸亢<sup>きこう</sup>進、眼の痛み、皮膚搔痒<sup>そう</sup>痒<sup>よう</sup>感等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>三 せき、たん、咽頭痛、のどのいらいら、頭痛、めまい、易疲労感、倦<sup>けん</sup>怠感、食欲不振等の胃腸症状、甘味嗜<sup>し</sup>好、多汗、眼の痛み、皮膚搔痒<sup>そう</sup>痒<sup>よう</sup>感等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</p> <p>五 血圧の測定</p> <p>六 尿中の糖の有無及びウロビリノーゲンの検査</p>
(四十五)	マンガン又はその化合物(これらの物をその重量のパーセントを	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 マンガン又はその化合物によるせき、たん、仮面様顔貌、膏<sup>こう</sup>顔、流涎<sup>えん</sup>、発汗異</p>

	超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務		<p>常、手指の振戦、書字拙劣、歩行障害、不随意性運動障害、発語異常等のパーキンソン症候群様症状の既往歴の有無の検査</p> <p>三 せき、たん、仮面様顔貌、膏<sup>こう</sup>顔、流涎<sup>えん</sup>、発汗異常、手指の振戦、書字拙劣、歩行障害、不随意性運動障害、発語異常等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査</p> <p>四 握力の測定</p>
(四十六)	メチルイソブチルケトン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 作業条件の簡易な調査</p> <p>三 メチルイソブチルケトンによる頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔<sup>おう</sup>吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>四 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔<sup>おう</sup>吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>五 尿中の蛋<sup>たん</sup>白の有無の検査</p>
(四十七)	沃 <sup>よう</sup> 化メチル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 沃<sup>よう</sup>化メチルによる頭重、めまい、眠気、悪心、嘔<sup>おう</sup>吐、倦<sup>けん</sup>怠感、目のかすみ等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>三 頭重、めまい、眠気、悪心、嘔<sup>おう</sup>吐、倦<sup>けん</sup>怠感、目のかすみ等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</p>
(四十八)	リフラクトリーセラミックファイバー(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	六月	<p>一 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>二 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>三 喫煙歴及び喫煙習慣の状況に係る調査</p> <p>四 リフラクトリーセラミックファイバーによるせき、たん、息切れ、呼吸困難、胸痛、呼吸音の異常、眼の痛み、皮膚の刺激等についての他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査(眼の痛み、皮膚の刺激等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p>

			<p>五 せき、たん、息切れ、呼吸困難、胸痛、呼吸音の異常、眼の痛み等についての他覚症状又は自覚症状の有無の検査(眼の痛み等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>六 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>七 胸部のエックス線直接撮影による検査</p>
(四十九)	<p>硫化水素(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務</p>	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 硫化水素による呼吸器症状、眼の症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>三 頭痛、不眠、易疲労感、めまい、易興奮性、悪心、せき、上気道刺激症状、胃腸症状、結膜及び角膜の異常、歯牙の変化等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p>
(五十)	<p>硫酸ジメチル(これをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務</p>	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 硫酸ジメチルによる呼吸器症状、眼の症状、皮膚症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>三 せき、たん、嘔<sup>か</sup>声、流涙、結膜及び角膜の異常、脱力感、胃腸症状等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</p> <p>五 尿中の蛋<sup>たん</sup>白の有無及びウロビリノーゲンの検査</p>
(五十一)	<p>次の物を試験研究のために製造し、又は使用する業務</p> <p>一 四—アミノジフェニル及びその塩</p> <p>二 四—ニトロジフェニル及びその塩</p> <p>三 前各号に掲げる物をその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物</p>	六月	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>三 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 尿沈渣<sup>さ</sup>検鏡(医師が必要と認める場合は、尿沈渣<sup>さ</sup>のパパニコラ法による細胞診)の検査</p>

別表第四(第三十九条関係) ※二次健診項目

業務		項目
(一)	次の物を製造し、又は取り扱う業務 一 ベンジジン及びその塩 二 ベーターナフチルアミン及びその塩 三 アルファーナフチルアミン及びその塩 四 パラージメチルアミノアゾベンゼン 五 前各号に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、膀胱 <sup>ぼうこう</sup> 鏡検査又は腎盂 <sup>う</sup> 撮影検査
(二)	次の物を製造し、又は取り扱う業務 一 ジクロルベンジン及びその塩 二 オルトートリジン及びその塩 三 ジアニシジン及びその塩 四 マゼンタ 五 前各号に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、膀胱 <sup>ぼうこう</sup> 鏡検査
(三)	ビス(クロロメチル)エーテル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、胸部の特殊なエックス線撮影による検査、喀痰 <sup>かくたん</sup> の細胞診又は気管支鏡検査
(四)	塩素化ビフェニル等を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査 三 白血球数の検査 四 肝機能検査
(五)	ベリリウム等を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 胸部理学的検査 三 肺換気機能検査 四 医師が必要と認める場合は、肺拡散機能検査、心電図検査、尿中若しくは血液中のベリリウムの量の測定、皮膚貼 <sup>てん</sup> 布試験又はヘマトクリット値の測定

(六)	ベンゾトリクロリド(これをその重量の〇・五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 作業条件の調査</li> <li>二 医師が必要と認める場合は、特殊なエックス線撮影による検査、喀痰<sup>かくたん</sup>の細胞診、気管支鏡検査、頭部のエックス線撮影等による検査、血液検査(血液像を含む。)、リンパ腺の病理組織学的検査又は皮膚の病理組織学的検査</li> </ul>
(七)	アクリルアミド(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 作業条件の調査</li> <li>二 末梢<sup>しょう</sup>神経に関する神経医学的検査</li> </ul>
(八)	アクリロニトリル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 作業条件の調査</li> <li>二 血漿<sup>しょう</sup>コリンエステラーゼ活性値の測定</li> <li>三 肝機能検査</li> </ul>
(九)	インジウム化合物(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 作業条件の調査</li> <li>二 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査(雇入れ又は当該業務への配置替えの際に行う健康診断におけるものを除く。)、血清サーファクタントプロテインD(血清SP—D)の検査等の血液化学検査、肺機能検査、喀痰<sup>かくたん</sup>の細胞診又は気管支鏡検査</li> </ul>
(十)	エチルベンゼン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 作業条件の調査</li> <li>二 医師が必要と認める場合は、神経学的検査、肝機能検査又は腎機能検査</li> </ul>
(十一)	アルキル水銀化合物(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 作業条件の調査</li> <li>二 血液中及び尿中の水銀の量の測定</li> <li>三 視野狭窄<sup>さく</sup>の有無の検査</li> <li>四 聴力の検査</li> <li>五 知覚異常、ロンベルグ症候、拮<sup>きつ</sup>抗運動回復不能症候等の神経医学的検査</li> <li>六 神経医学的異常所見のある場合で、医師が必要と認めるときは、筋電図検査又は脳波検査</li> </ul>
(十二)	エチレンイミン(これをその重量の一パーセントを超えて	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 作業条件の調査</li> <li>二 骨髄性細胞の算定</li> </ul>

	含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	三 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、喀痰 <sup>かくたん</sup> の細胞診、気管支鏡検査又は腎機能検査
(十三)	塩化ビニル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 肝又は脾 <sup>ひ</sup> の腫大を認める場合は、血小板数、ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ( $\gamma$ -GTP)及びクンケル反応(ZTT)の検査 三 医師が必要と認める場合は、ジアノグリーン法(ICG)の検査、血清乳酸脱水素酵素(LDH)の検査、血清脂質等の検査、特殊なエックス線撮影による検査、肝若しくは脾 <sup>ひ</sup> のシンチグラムによる検査又は中枢神経系の神経医学的検査
(十四)	塩素(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 胸部理学的検査又は胸部のエックス線直接撮影による検査 三 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、肺換気機能検査
(十五)	オーラミン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、膀胱 <sup>ぼうこう</sup> 鏡検査又は肝機能検査
(十六)	オルトーフタロジニトリル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査 三 てんかん様発作等の脳神経系の異常所見が認められる場合は、脳波検査 四 胃腸症状がある場合で、医師が必要と認めるときは、肝機能検査又は尿中のフタル酸の量の測定
(十七)	カドミウム又はその化合物(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 尿中のカドミウムの量の測定 三 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、胸部理学的検査及び肺換気機能検査 四 尿中に蛋 <sup>たん</sup> 白が認められる場合は、尿沈渣 <sup>せんな</sup> 検査の検査、尿中の蛋 <sup>たん</sup> 白の量の測定及び腎 <sup>じん</sup> 機能検査
(十八)	クロム酸等を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、エックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による

		検査、喀痰 <sup>かくたん</sup> の細胞診、気管支鏡検査又は皮膚の病理学的検査
(十九)	次の物を製造し、又は取り扱う業務 一 クロロホルム 二 四塩化炭素 三 一・四—ジオキサン 四 一・二—ジクロロエタン 五 スチレン 六 一・一・二・二—テトラクロロエタン 七 テトラクロロエチレン 八 トリクロロエチレン 九 メチルイソブチルケトン 十 前各号に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、神経学的検査、貧血検査、肝機能検査又は腎機能検査(尿中の蛋 <sup>たん</sup> 白の有無の検査を除く。)
(二十)	クロロメチルメチルエーテル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、胸部の特殊なエックス線撮影による検査、喀痰 <sup>かくたん</sup> の細胞診又は気管支鏡検査
(二十一)	コバルト又はその無機化合物(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 尿中のコバルトの量の測定 三 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、肺機能検査、心電図検査又は皮膚貼布試験
(二十二)	五酸化バナジウム(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 視力の検査 三 胸部理学的検査又は胸部のエックス線直接撮影による検査 四 医師が必要と認める場合は、肺換気機能検査、血清コレステロール若しくは血清トリグリセライドの測定又は尿中のバナジウムの量の測定
(二十三)	コールタール(これをその重量の五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、喀痰 <sup>かくたん</sup> の細胞診、気管支鏡検査又は皮膚の病理学的検査

(二十四)	酸化プロピレン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 作業条件の調査</li> <li>二 医師が必要と認める場合には、上気道の病理学的検査又は耳鼻科学的検査</li> </ul>
(二十五)	三・三'—ジクロロ—四・四'—ジアミノジフェニルメタン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 作業条件の調査</li> <li>二 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、喀痰<small>かくたん</small>の細胞診、気管支鏡検査又は腎機能検査</li> </ul>
(二十六)	一・二—ジクロロプロパン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</li> <li>二 医師が必要と認める場合は、腹部の超音波による検査等の画像検査、CA19—9等の血液中の腫瘍<small>しゅよう</small>マーカーの検査、赤血球数等の赤血球系の血液検査又は血清間接ビリルビンの検査(赤血球系の血液検査及び血清間接ビリルビンの検査にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</li> </ul>
(二十七)	ジクロロメタン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</li> <li>二 医師が必要と認める場合は、腹部の超音波検査等の画像検査、CA19—9等の腫瘍<small>しゅよう</small>マーカーの検査、血液中のカルボキシヘモグロビンの量の測定又は呼気中の一酸化炭素の量の測定(血液中のカルボキシヘモグロビンの量の測定及び呼気中の一酸化炭素の量の測定にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</li> </ul>
(二十八)	ジメチル—二・二—ジクロロビニルホスフェイト(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</li> <li>二 赤血球コリンエステラーゼ活性値の測定(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</li> <li>三 肝機能検査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</li> </ul>

		<p>四 白血球数及び白血球分画の検査</p> <p>五 神経学的検査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p>
(二十九)	一・一―ジメチルヒドラジン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	<p>一 作業条件の調査</p> <p>二 肝機能検査</p>
(三十)	臭化メチル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	<p>一 作業条件の調査</p> <p>二 医師が必要と認める場合は、運動機能の検査、視力の精密検査及び視野の検査又は脳波検査</p>
(三十一)	水銀又はその無機化合物(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	<p>一 作業条件の調査</p> <p>二 神経医学的検査</p> <p>三 尿中の水銀の量の測定及び尿沈渣<sup>さ</sup>検鏡の検査</p>
(三十二)	トリレンジイソシアネート(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	<p>一 作業条件の調査</p> <p>二 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状のある場合は、胸部理学的検査、胸部のエックス線直接撮影による検査又は閉塞性呼吸機能検査</p> <p>三 医師が必要と認める場合は、肝機能検査、腎機能検査又はアレルギー反応の検査</p>
(三十三)	ナフタレン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	<p>一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p> <p>二 医師が必要と認める場合は、尿中のヘモグロビンの有無の検査、尿中の一―ナフトール及び二―ナフトールの量の測定、視力検査等の眼科検査、赤血球数等の赤血球系の血液検査又は血清間接ビリルビンの検査(尿中のヘモグロビンの有無の検査、尿中の一―ナフトール及び二―ナフトールの量の測定、赤血球数等の赤血球系の血液検査並びに血清間接ビリルビンの検査にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)</p>
(三十四)	ニッケル化合物(これをその重量の一パーセントを超えて	<p>一 作業条件の調査</p> <p>二 医師が必要と認める場合は、尿中のニツケ</p>

	含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	ルの量の測定、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、喀痰 <small>かくだん</small> の細胞診、皮膚貼 <small>てん</small> 布試験、皮膚の病理学的検査、血液免疫学的検査、腎尿細管機能検査又は鼻腔 <small>くう</small> の耳鼻科学的検査
(三十五)	ニッケルカルボニル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 肺換気機能検査 三 胸部理学的検査 四 医師が必要と認める場合は、尿中又は血液中のニッケルの量の測定
(三十六)	ニトログリコール(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 尿中又は血液中のニトログリコールの量の測定 三 全血比重の検査の結果、異常が認められる場合は、ヘマトクリット値の測定、赤血球数の検査及び血色素の測定のうち二項目 四 尿中のウロビリノーゲン及び蛋 <small>たん</small> 白の有無の検査 五 心電図検査 六 医師が必要と認める場合は、自律神経機能検査(薬物によるものを除く。)、肝機能検査又は循環機能検査
(三十七)	パラニトロクロロベンゼン(これをその重量の五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 全血比重、赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビン量、ハインツ小体の有無等の赤血球系の血液検査 三 尿中の潜血検査 四 肝機能検査 五 神経医学的検査 六 医師が必要と認める場合は、尿中のアニリン若しくはパラアミノフェノールの量の測定又は血液中のニトロソアミン及びヒドロキシアミン、アミノフェノール、キノソイミン等の代謝物の量の測定
(三十八)	砒 <small>ひ</small> 素又はその化合物(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、尿中の砒 <small>ひ</small> 素化合物(砒 <small>ひ</small> 酸、亜砒 <small>ひ</small> 酸及びメチルアルソン酸に限る。)の量の測定、肝機能検査、赤血球系の血液検査、喀痰 <small>かくだん</small> の細胞診、気管支鏡検査又は皮膚の病理学的検査

(三十九)	弗 <sup>ふつ</sup> 化水素(これをその重量の五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 作業条件の調査</li> <li>二 胸部理学的検査又は胸部のエックス線直接撮影による検査</li> <li>三 全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査</li> <li>四 医師が必要と認める場合は、出血時間測定、長管骨のエックス線撮影による検査、肝機能検査、尿中の弗<sup>ふつ</sup>素の量の測定又は血液中の酸性ホスファターゼ若しくはカルシウムの量の測定</li> </ul>
(四十)	ベータープロピオクラクトン(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 作業条件の調査</li> <li>二 医師が必要と認める場合は、胸部の特殊なエックス線撮影による検査、喀痰<sup>かくたん</sup>の細胞診、気管支鏡検査又は皮膚の病理学的検査</li> </ul>
(四十一)	ベンゼン等を製造し、又は取り扱う業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 作業条件の調査</li> <li>二 血液像その他の血液に関する精密検査</li> <li>三 神経医学的検査</li> </ul>
(四十二)	ペンタクロルフエノール(別名PCP)又はそのナトリウム塩(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 作業条件の調査</li> <li>二 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、胸部理学的検査及び胸部のエックス線直接撮影による検査</li> <li>三 肝機能検査</li> <li>四 白血球数の検査</li> <li>五 医師が必要と認める場合は、尿中のペンタクロルフエノールの量の測定</li> </ul>
(四十三)	マンガン又はその化合物(これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 作業条件の調査</li> <li>二 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、胸部理学的検査及び胸部のエックス線直接撮影による検査</li> <li>三 パーキンソン症候群様症状に関する神経医学的検査</li> <li>四 医師が必要と認める場合は、尿中又は血液中のマンガンの量の測定</li> </ul>
(四十四)	沃 <sup>よう</sup> 化メチル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 作業条件の調査</li> <li>二 医師が必要と認める場合は、視覚検査、運動神経機能検査又は神経医学的検査</li> </ul>
(四十五)	リフラクトリーセラミックファイバー(これをその重量の	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに</li> </ul>

	<p>一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務</p>	<p>限る。)</p> <p>二 医師が必要と認める場合は、特殊なエックス線撮影による検査、肺機能検査、血清シアロ糖鎖抗原 KL-6 の量の測定若しくは血清サーファクタントプロテイン D(血清 SP-D)の検査等の血液生化学検査、喀痰<sup>かくたん</sup>の細胞診又は気管支鏡検査</p>
(四十六)	<p>硫化水素(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務</p>	<p>一 作業条件の調査</p> <p>二 胸部理学的検査又は胸部のエックス線直接撮影による検査</p>
(四十七)	<p>硫酸ジメチル(これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務</p>	<p>一 作業条件の調査</p> <p>二 胸部理学的検査又は胸部のエックス線直接撮影による検査</p> <p>三 医師が必要と認める場合は、肝機能検査、腎機能検査又は肺換気機能検査</p>
(四十八)	<p>次の物を試験研究のために製造し、又は使用する業務</p> <p>一 四—アミノジフェニル及びその塩</p> <p>二 四—ニトロジフェニル及びその塩</p> <p>三 前各号に掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物</p>	<p>一 作業条件の調査</p> <p>二 医師が必要と認める場合は、膀胱<sup>ぼうこう</sup>鏡検査又は腎盂<sup>う</sup>撮影検査</p>

## 7 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）【抄】

（健康診断の実施）

第四十条 事業者は、令第二十二條第一項第三号の業務（石綿等の取扱い又は試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを 発散する場所における業務に限る。）に常時従事する労働者に対し、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後六月以内ごとに一回、定期的に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

一 業務の経歴の調査

二 石綿によるせき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査

三 せき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査

四 胸部のエックス線直接撮影による検査

2 事業者は、令第二十二條第二項の業務（石綿等の製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを 発散する場所における業務に限る。）に常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているものに対し、六月以内ごとに一回、定期的に、前項各号に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。

3 事業者は、前二項の健康診断の結果、他覚症状が認められる者、自覚症状を訴える者その他異常の疑いがある者で、医師が必要と認めるものについては、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

一 作業条件の調査

二 胸部のエックス線直接撮影による検査の結果、異常な陰影（石綿肺による線維増殖性の変化によるものを除く。）がある場合で、医師が必要と認めるときは、特殊なエックス線撮影による検査、喀痰<sup>かくたん</sup>の細胞診又は気管支鏡検査